

第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員一地方裁判所

事 件	総 数	有 罪	a)-		a)-		無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	管 轄 違 い	そ の 他	同 一 被 告 人 に 関 合
			う ち 部 執 行 猶 予	う 保 ち 護 観 察	う 全 ち 部 執 行 猶 予	う 保 ち 護 観 察						
通 常 第 一 審	65 560	45 686	1 270	1 267	27 748	1 786	71	1	150	1	1 207	18 444
う ち 裁 判 員 1)	…	893	-	-	179	88	12	-	…	…	-	…
再 審	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

a) 売春防止法第17条の規定による補導処分に付された人員で内数である。
 1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。
 注) 「通常第一審」の有罪人員のうち、没収を言い渡された人員は6,593人、追徴を言い渡された人員は337人である。